

ア 東電公表賠償額について

被告東京電力は、原賠法3条1項に基づき、審査会の定める中間指針等に基づいて、被害者の本件事故時の生活の本拠としての住所地（以下「旧居住地」という。）の避難指示等の類型に応じて、本件事故による精神的損害の賠償をする旨公表しており、東京電力公表賠償額は、次頁の表のとおりである。

そして、東京電力公表賠償額は、その基となっている中間指針等の賠償の考え方も踏まえ、本件事故による原告らの精神的損害を慰謝するに足りるものであり、原告らの東京電力公表賠償額を超える賠償を求める、平成25年（ワ）第38号、同第175号、平成26年（ワ）第14号、同第165号（以下「慰謝料請求訴訟」という。）における原告らの平穩生活侵害権にかかる請求には理由がない。

精神的損害に係る被告東京電力公表賠償額（区域別）

賠償類型区域 (本件事故時の住所地)	東京電力公表賠償額 (1人当たり)	内容 (平成23年3月分については1か月分として計算)
帰還困難区域、大熊町、双葉町	1450万円	①平成23年3月11日から平成24年5月までの15か月分の150万円(丙C14、丙C15)、②平成24年6月から平成29年5月までの5年間分の600万円(丙C16)、③中間指針第四次追補に基づき避難が長期化する場合の慰謝料の700万円の合計額(丙C17)
居住制限区域(解除された場合も含む。)(大熊町、双葉町を除く)	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで、月額10万円(丙C14、丙C15、丙C16、丙C18、丙C67)
避難指示解除準備区域(解除された場合も含む。)(大熊町、双葉町を除く)	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで、月額10万円(丙C14、丙C15、丙C16、丙C18、丙C67)
旧緊急時避難準備区域	180万円 (平成24年9月1日時点で高校生以下の者には215万円)	平成23年3月11日から平成24年8月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円。また、これに加えて、平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては平成24年9月から平成25年3月31日まで、月額5万円を追加賠償(丙C14、丙C15、丙C19、丙C20、丙C144)
旧屋内退避区域及び南相馬市が一時避難を要請した地域	70万円	平成23年3月11日から同年9月30日まで、避難の有無を問わず、月額10万円(丙C19、丙C20)
特定避難勧奨地点(南相馬市)	490万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3か月経過後の平成27年3月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円(丙C19)
特定避難勧奨地点(川内村、伊達市)	250万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3か月経過後の平成25年3月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円(丙C19)
自主的避難等対象区域	大人：8万円 子供及び妊婦：48万円 (妊娠時期等により、16万円もしくは40万円)	①平成23年3月11日から同年12月31日まで、子供及び妊婦に対し40万円、②平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期(平成23年4月22日ごろまで)について、子供及び妊婦以外の者に対して8万円、③平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して、8万円(以上、自主的避難の有無を問わない。)(丙C21、丙C24)
福島県南地域 宮城県丸森地域	子供及び妊婦：24万円 (妊娠時期等により、4万円もしくは20万円)	①平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して20万円、②平成24年1月から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して、4万円(以上、自主的避難の有無を問わない。)(丙C22、丙C23、丙C24、丙C25)

イ 原賠法に基づき審査会が定める指針の位置付け

(ア) 中間指針等の位置付け

原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償を巡る紛争が多数生ずることが予想され、原賠法18条は、こうした場合に備えて、公平かつ迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同条2項2号）を掲げている。こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討を行い、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の2011年（平成23年）4月11日付けで、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針（中間指針等）が策定・公表されている。

(イ) 中間指針等に基づく賠償の実施状況

被告東京電力は、上記のとおり審査会が原賠法に基づく原子力損害賠償の法体系を踏まえて策定した中間指針等の賠償指針に基づき、精神的損害（慰謝料）、検査費用、避難費用、一時立入費用、帰宅費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の賠償や住居確保損害等につき、順次賠償書式を整備

した上で、その賠償基準を策定・公表し、賠償を実施している。

また、審査会の下には、原賠法18条2項1号に基づき任意の和解仲介手続を進めるための機関として、原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、これまで多数の和解仲介手続（ADR手続）が実施されてきているが、ADR手続においても、同様に上記審査会の定めた中間指針等に基づき個別的和解による解決がなされている。

以上の結果、被告東京電力による賠償総額は、平成29年3月3日時点で、避難等対象者である個人に対する賠償件数約88万0000件（世帯単位の延べ件数）、自主的避難等対象者である個人に対する賠償件数約129万5000件（世帯単位の延べ件数）、法人・個人事業主等への賠償件数約37万4000件、合計で約7兆0029億円に上っている（丙C297）。

（ウ）中間指針等の裁判上の位置付け

このような中間指針等については、以下の各点を踏まえれば、その賠償基準は、原告らに共通する精神的損害の賠償額を争点とする本件訴訟の裁判上の判断に当たっても、十分に尊重されるべき実質を有する。

- ① 中立的な専門家からなる審査会が、原賠法18条2項2号に定める法律上の所掌事務として、同項3号に根拠を置く調査・評価の権限に基づき、会議の公開の下で多数回にわたる審議を経て、原子力損害の範囲の判定に関する一般的な指針として定められたものであり、法令上の根拠に基づく指針であること
- ② 審査会の審査においては、本件事故による被害について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等が行われており、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握した上で、多数の被害者が生じているという本件事故の特徴にもかんがみ、多数の被害者間において公平かつ適切な原子力損害賠償を実現しようとする観点から策定されているものであること

- ③ 中間指針等の策定の過程においては、審査会における法律専門家による過去の裁判例等の審議・検討も行われており、裁判上の解決の場合をも視野に入れて賠償水準が検討、設定されているものであり、裁判上の損害賠償法理に照らしても合理的な賠償指針を策定するとの考え方に基づいて定められているといえること
- ④ 中間指針等は「自主的な解決に資する一般的な指針」であるが、そのような指針であるからといって、その内容が法的に不合理なものであってよいはずはなく、むしろ、自主的な解決の促進を目的とするものである以上は、裁判外において両当事者が納得をし、自主的な法的紛争解決が促進されるためにも、その内容は「法的にみて妥当であり合理的な賠償額」でなければならないのであり、そのような点についても意識されながら指針が策定されていると認められること
- ⑤ 審議経過に照らしても、このように極めて膨大な被害者を生じさせた本件事故の賠償指針を検討するに当たっては、通常であれば裁判例を通じて形成されるべき賠償基準を待つことが現実には困難である中で、迅速な解決と救済を可能とするために、裁判による賠償基準の明確化機能を代替するものとして指針が検討されていると解されること
- ⑥ 被告東京電力としても、我が国の損害賠償事例史上も類例のない膨大な被害者に対する公平かつ適切な賠償の実現が求められている状況にあるところ、同様の被害を受けた被害者に対しては同様の賠償が実現されるべきであるという公平の見地からは、審査会の定める指針の果たす機能は極めて重要であること
- ⑦ 被告東京電力においては、裁判外の直接請求手続き、ADR手続における和解及び裁判上の和解も含めて、中間指針等に基づき、既に多くの被害者の方との間で賠償合意に至っており（丙C297）、中間指針等は本件事故の賠償規範として既に定着している実情にあること

ウ 中間指針等が定める避難に係る精神的損害の内容とその賠償額（避難等対象

者に対する月額10万円の賠償額)の合理性・相当性について

(ア) 避難等に係る精神的損害(一人月額10万円)は、「避難等による長期間の精神的苦痛」を包括的に賠償の対象としており、地域コミュニティ等やこれまでの平穏な日常生活とその基盤の喪失による精神的苦痛もその賠償の対象とされた上で、損害額が算定されていること

中間指針は、政府の避難指示等に基づく避難等対象者の精神的損害について、「避難等による長期間の精神的苦痛」を賠償すべき精神的損害として位置付けており(丙A2の19~20頁)、避難に伴う多様な精神的苦痛を個々に区分して論ずるのではなく、これらを包括的に考慮の上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めている。そして、中間指針は、第1期(本件事故発生から6か月間)について、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。したがって、本期間の損害額の算定に当たっては、・・・上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的である」(同21頁)としていることからしても、避難生活中の日常生活の不便さだけではなく、本件事故以前の生活やその基盤を喪失したことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う帰宅の見通しのつかない不安等についても中間指針に基づく「避難等に係る慰謝料」の対象とされている。

(イ) 「一人月額10万円」の合理性

その上で、以下のような事情を踏まえても、中間指針による「避難等に係る慰謝料」の損害額である「一人月額10万円」については、裁判上の損害額としても十分に合理性・相当性が認められる賠償水準となっている。

① 中間指針は、その総論部分において「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をするこ

とが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」としているところ（丙A2の5頁）、中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみであり、中間指針等に定める精神的損害に関する賠償額の指針は、上記総論部分にいう「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであると解されること

- ② 負傷を伴う精神的損害ではない避難等に係る慰謝料について、負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考としていること
- ③ 審査会における検討の参考に供されている過去の裁判例の賠償水準に照らしても、1人月額10万円の賠償額は合理性を有するものと認められること
- ④ 中間指針は、第2期（本件事故発生後6か月経過後から12か月経過後までの間）については、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期（本件事故発生から6か月間）に比して緩和されると考えられることを考慮し、交通事故損害賠償における期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考として、1人月額5万円を目安とするとの指針を示しているが（丙A2の22頁）、被告東京電力においては、第2期においても（及びその後においても）1人月額10万円の賠償を維持し、継続し、避難先等で新居を購入するなどして、生活の本拠を移転し（転居し）、客観的に避難の状態が終了したとみられる場合や、避難先において平常の生活を営んでいると認められる場合においても、本件事故直後の避難慰謝料と同額である1人月額10万円の賠償額を遡減させることなく賠償していること

⑤ 避難等に係る慰謝料額は、生活費の増加費用と合算されている点を除けば、財産的損害を含めた包括慰謝料ではなく、避難費用、就労不能損害、営業損害、財物損害等について別途賠償されるものであること

⑥ この賠償額は一人あたりの金額であり、年齢による差異も設けられておらず、例えば、4人家族であれば、世帯単位では毎月40万円の精神的損害が賠償終期まで支払われるものとなっていること

以上の諸事情を踏まえれば、避難等に係る慰謝料の基礎額となる一人月額10万円の損害額については、長期の避難に係る精神的苦痛を包括的に慰謝する慰謝料額として合理性・相当性を有する。

(2) 帰還困難区域・大熊町・双葉町の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

帰還困難区域及び大熊町・双葉町（以下「帰還困難区域等」という。）の旧居住者である原告らに対しては、①平成23年3月11日（平成23年3月分は1か月分として10万円）から平成24年5月末までの15か月について中間指針及び被告東京電力の賠償基準に基づき1人当たり月額10万円の賠償を遡減させずに継続して合計150万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、②中間指針第二次追補に基づく600万円（平成24年6月～平成29年5月までの5年間）の支払いがなされ、③さらに中間指針第四次追補に基づき、当該地区については移住を余儀なくされる状態にあるとの評価に基づき、避難が長期化する場合の慰謝料として1000万円の慰謝料が認定されるが、そのうち②の賠償額との重複分を将来に向けてのみ控除することとして、700万円の追加賠償がなされることとなり、この結果として、避難等に係る慰謝料の賠償額（東電公表賠償額）は、一人当たり1450万円となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

帰還困難区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

(ア) 一人月額10万円の避難に係る慰謝料には合理性があること

上記(1)のとおり、政府指示により避難を余儀なくされた帰還困難区域等の旧居住者に対する一人月額10万円の避難に係る慰謝料も、避難に係る包括的な慰謝料として合理性がある。

(イ) 中間指針第四次追補の避難が長期化する場合の慰謝料(1000万円)の賠償額には合理性があること

中間指針第四次追補においては、「帰還困難区域については、将来にわたって居住を制限することが原則とされており、区域内の立入りは制限され、本格的な除染やインフラ復旧等は実施されておらず、現段階では避難指示解除までの見通しすら立たない状況であり、避難指示が長期化することが想定される」(丙A5の1～2頁)との認識の下、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした、として(同5～6頁)、1人当たり1000万円の賠償額の指針を定めている。

この賠償額の算定に当たっては、「過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額(生活費増加費用は含まない。)の額を十分に上回る金額とした」とされており、いわゆる赤本基準に基づく一家の支柱の死亡時における死亡慰謝料額(2800万円)を平均世帯人数3名で均分相続した場合の一人当たりの金額を上回るものとして定められている。

また、「第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち平成26年3月以降に相当する部分は「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした」としているものである。

このように第四次追補に基づく慰謝料は、帰還困難区域での生活を断念することを余儀なくされたことを前提として、このような喪失に係る精神的苦痛について過去の裁判例や死亡慰謝料の水準などを考慮の上で包括的な賠償額を定めたものであり（丙A18～丙A20）、帰還困難区域に帰還し得ない前提でのその喪失に係る精神的損害について、多面的な審議を経た後に定められており、裁判上の損害賠償法理に照らしても合理性・相当性のある賠償基準となっている。

(ウ) 財産的損害については別途賠償されること

被告東京電力においては、帰還困難区域等の旧居住者については移住を余儀なくされる状況にあるとの認識からこのような精神的損害の賠償を行っているほか、これとは別に、農業・商工業に係る営業損害の賠償、就労不能損害の賠償、宅地・農地・建物・家財・事業上使用する償却資産等の財物価値の喪失に係る賠償、住居確保損害等の賠償を精神的損害の賠償とは別に行っており（丙C14, 丙C16, 丙C19, 丙C26, 丙C154, 丙C184, 丙C293～丙C296）、全体としての旧居住地における財産的な喪失についての損害賠償が行われている。

(エ) まとめ

以上より、帰還困難区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額は、これに該当する原告らの精神的苦痛を慰謝するに足るものであり、これを超える原告らの請求には理由がない。

(3) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域（大熊町・双葉町を除き、既に解除された区域を含む。）の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

本件事故時の住所地が避難指示解除準備区域又は居住制限区域（大熊町・双葉町を除き、既に解除されたものも含む。以下「居住制限区域等」という。）に指定されている原告については、中間指針等及び政府復興指針（丙C66, 丙C67）を踏まえて、平成23年3月11日～平成30年3月末までの7年

1か月分について、逡減なしでの月額10万円の精神的損害の賠償をすることとしており、総額1人当たり850万円となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

このような居住制限区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

(ア) 一人月額10万円の避難に係る慰謝料には合理性があること

上記(1)で述べたとおり、政府指示により避難を余儀なくされた居住制限区域等の旧居住者に対する一人月額10万円の避難に係る慰謝料も、避難に係る包括的な慰謝料として合理性がある。

(イ) 避難指示解除後1年の相当期間経過後は精神的損害の賠償終期を迎える とすることには合理性があること

避難に係る精神的損害の賠償終期については、中間指針は「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならない」との指針を示し(丙A2の18～19頁)、また中間指針第四次追補は、この相当期間について、「1年間を当面の目安」としている(丙A5の5頁)。

そして、政府による避難指示の解除は、放射線量の低下だけでなく、生活インフラや生活関連サービスの状況を踏まえて行われるものであり(丙C13の8頁)、実際に、居住制限区域等の空間放射線量は低減しており、年間20ミリシーベルトを下回る放射線による発がんリスクについては、社会的にも受け入れられている肥満や運動不足、野菜不足などのリスクに比べても検出できないほど小さいものとされており、このような低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に基づいても、避難指示の解除後に旧居住制限区域等で生活することによる低線量被ばくによる健康影響は問題となるものではなく、避難指示の解除後に本件事故による放射線の影響によって帰還し得ないという状況は客観的に解消されていること、居住制限

区域等では、避難指示解除前から一定の活動が許容されている実情にあり、主要道路の通過交通や住民の方の一時立入、公益目的の立入が許されるほか、復旧・復興に不可欠な事業の再開や居住者を対象としない製造業などの事業、復興作業や一時帰宅者等を対象とする事業を再開することが許容されており、また営農・営林も許容されているところであり、実際に、避難指示解除以前から事業を再開している事業者が相当数存在していること、避難指示が既に解除されている区域も多い上、今後解除される区域においても、社会的なインフラの整備や除染活動、商業活動の再開等が進捗していると認められることなどからすれば、かかる避難指示解除後の相当期間（1年間）の経過後に精神的損害の賠償終期を迎えるとする事については十分合理性がある。

(ウ) 財産的損害については別途賠償されること

被告東京電力においては、居住制限区域等の原告らに対して、上記のような精神的損害の賠償のほかに、農業・商工業に係る営業損害の賠償、就労不能損害の賠償、宅地・農地・建物・家財・事業上使用する償却資産等の財物価値の減少・喪失に係る損害等の賠償を行っており（丙C14, 丙C16, 丙C19, 丙C26, 丙C154, 丙C184, 丙C293～丙C295）、居住制限区域等の旧居住者に対しては、帰還又は移住後の生活を再建するに足りる財産的損害の賠償も精神的損害の賠償とは別に行われている。

(エ) まとめ

以上より、避難指示の解除後の目標時期である平成29年3月からさらに相当期間（1年間）の経過後においては、本件事故の放射線の影響に起因して相当因果関係のある、避難を余儀なくされたことに係る精神的損害の賠償責任は、その終期を迎えると解することには十分合理性がある。

(4) 旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

被告東京電力は、本件事故発生当時に旧緊急時避難準備区域（平成23年9月30日指定解除）に住居のあった避難等対象者に対しては、中間指針第二次追補において賠償終期が平成24年8月末を目安とするとされたことから（丙A4の7頁）、平成24年8月末まで一人月額10万円を賠償することとし（平成24年6月から同年8月までについては30万円の賠償（丙C19））、また、旧緊急時避難準備区域に早期に帰還し、又は本件事故発生当初から避難せずに滞在し続けた者に対しては、中間指針では賠償の考え方が明記されていなかったが、避難等対象者と同様に、平成24年8月末までを対象として月額10万円を賠償することとしている（丙C19の3項、丙C20参照）。

これに加えて、平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては、平成24年9月から平成25年3月31日までを対象として、一人月額5万円の精神的損害の賠償を行っている（丙C144）。

したがって、旧緊急時避難準備区域の旧居住者については、避難の有無を問わず、東電公表賠償額は平成24年9月1日時点で高校生以下であった者については一人当たり215万円、それ以外の者については一人当たり180万円となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

（ア）旧緊急時避難準備区域においては強制的な避難が求められたものではないこと

緊急時避難準備区域においては、当該区域内の居住者等は、「常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと」が求められたものであるが、併せて、当該区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること、当該区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務

等を果たすために当該区域内に入ることが妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておく旨が指示されたものである（丙C8の2～3頁）。

上記の（1）ので述べた一人月額10万円の避難に係る慰謝料に合理性があることの理由に加え、このような指示内容に照らしても、避難指示区域と同様に、一人月額10万円の避難等に係る慰謝料額とすることには合理性がある。また、避難を選択していない滞在者に対して同額の慰謝料を賠償しており、この点でも合理性を有する。

（イ）平成24年8月末をもって賠償終期とすることにも合理性があること

中間指針第二次追補（丙A4）は、旧緊急時避難準備区域の精神的損害について、平成24年8月末までをもって終期の目安とするとしているところ、指定解除における経緯、旧緊急時避難準備区域のインフラの回復や空間放射線量の低減状況、対象市町村の本件事故後の実情を踏まえれば、かかる賠償終期の指針には合理性・相当性がある。

したがって、東電公表賠償額が、高校生以下の住民を除き、平成24年8月までの期間を対象として、一人月額10万円の避難等に係る慰謝料の金額を遡減させずに賠償することには合理性がある。

（ウ）旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の住民からの精神的損害の賠償請求訴訟において、東電公表賠償額の水準を超える精神的損害は認められないとして、賠償請求が棄却されており（東京地裁平成27年6月29日判決（丙A33）、東京高裁平成28年3月9日（丙A34）・確定）、裁判上も東電公表賠償額の合理性は認められていること

（エ）まとめ

以上のとおりであり、旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対する東電公表賠償額を超える原告らの請求には理由がない。

（5）旧屋内退避区域及び南相馬市が一時避難を要請した区域の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

平成23年4月22日に解除された旧屋内退避区域（いわき市内の区域の一部）については、中間指針において精神的損害として10万円とする旨の指針が示されているが（丙A2の19頁）、被告東京電力においては、平成23年3月から同年9月までの7か月間について、1人月額10万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行っている。

また、南相馬市による一時避難要請区域（主として南相馬市鹿島区）については、避難費用について平成23年7月末を終期とするとの中間指針の指針（丙A2の14頁）を踏まえて、旧屋内退避区域と同様に、2か月間の上積みを行い、平成23年9月末までの7か月間について、1人月額10万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行っている。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

（ア）上記（1）のとおり、月額10万円の慰謝料額には妥当性があること

（イ）平成23年9月末までを賠償対象期間とすることに合理性があること

いわき市及び南相馬市鹿島区の空間放射線量は避難指示区域に比して低く、また、本件事故後のいわき市及び南相馬市鹿島区の状況についても、生活に支障はなく、復興に向けての旺盛な経済活動は本件事故以前の状態を上回る状態で推移しており、平成23年9月末までを賠償対象期間とすることに合理性がある。

（ウ）まとめ

以上より、中間指針の賠償額に上乘せをして一人当たり70万円の避難等に係る慰謝料を賠償するとする東電公表賠償額には合理性・相当性があり、これを超える原告らの慰謝料請求には理由がない。

（6）旧特定避難勧奨地点の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

南相馬市の旧緊急時避難準備区域内の旧特定避難勧奨地点の避難者又は滞在者である原告らに対する東電公表賠償額は、本件事故後から特定避難勧奨地点の解除から3か月経過後まで、一人月額10万円であり、南相馬市大原及び片倉の特定避難勧奨地点が解除されたのは、平成26年12月28日であることから（丙C300）、南相馬市の旧緊急時避難準備区域内の旧特定避難勧奨地点の滞在者に対する賠償額は、同地点からの避難者と同じく、平成23年3月から平成27年3月まで49か月分490万円である（本件訴訟の原告らのうち特定避難勧奨地点に指定されていた原告（いずれも南相馬市）については、いずれも平成26年12月28日をもって同指定が解除されている。）。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

（ア）月額10万円の慰謝料額には妥当性があること

上記（1）で述べたとおり、一人月額10万円の慰謝料額の水準は合理性・相当性を有する。

また、特定避難勧奨地点とは、地域的な広がりはないものの、事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点をいい、住居単位で指定され、市町村を通じて個別に通知されることとなっている（丙C298）。

原子力災害対策本部の特定避難勧奨地点の指定の考え方（丙C299）によれば、特定避難勧奨地点の指定は避難の指示ではなく、住民に対する注意の喚起と支援の表明ではあるものの、避難指示等に当たるものとして、被告東京電力においては、避難の有無を問わず、避難指示による避難者と同様に、月額10万円の精神的損害の賠償を、遡減させずに、本件事故後49か月にわたって行っているものであり、特定避難勧奨地点の周囲の南相馬市片倉地区は旧緊急時避難準備区域に当たることを踏まえれば、住居単位で特に指定された特定避難勧奨地点の旧居住者に対する精神的損害の賠償としては、かかる賠償額には合理性がある。

（イ）地域全体が面的に避難指示を受けているものではなく、住居単位である

ことから周辺の生活環境が指定によって害されるものではないこと

特定避難勧奨地点の指定は、面的ではなく、住居単位でなされるものであり、かかる指定を受けていない周囲の地域や生活環境については指定によって阻害されるものではない。

また、南相馬市原町区の本件事故後の状況を踏まえても、上記東電公表賠償額を超える精神的損害が生じているとは認められない。

(ウ) 平成27年3月までを賠償対象期間とすることに合理性があること

南相馬市原町区の空間放射線量の状況やその復興の状況や特定避難勧奨地点の指定の趣旨等に照らしても、特定避難勧奨地点の指定が平成26年12月28日に解除された後の3か月の相当期間経過後をもって、精神的損害の賠償終期を迎えると解することには合理性がある。

(エ) まとめ

特定避難勧奨地点の旧居住者に対する東電公表賠償額には合理性・相当性があり、これを超える原告らの慰謝料請求には理由がない。

(7) 自主的避難等対象区域の原告らに対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

避難指示等対象区域外において、中間指針追補は、一定の区域を自主的避難等対象区域と定めた上で、(1)放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合において、自主的避難によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用が、また(2)放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合において、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用についてはそれぞれ賠償すべき損害と認められるとし、自主的避難者の場合と滞在者の

場合の上記の合算損害額は同額として算定するのが公平かつ合理的であるとしている（丙A3の5頁）。

また、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害額として一人40万円、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円との賠償指針を示している。

その後、中間指針第二次追補において、かかる自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関する考え方として、少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとの考え方が示されている。

被告東京電力においては、このような中間指針等を踏まえて、以下の賠償を行う旨公表し、実施している（丙C21、丙C24）。

① 大人について

精神的損害等の賠償として8万円（中間指針追補）、平成24年1月以降の実費として4万円

② 妊婦・子供について

精神的損害等の賠償として40万円（中間指針追補）、実際に自主的避難をした者には避難費用実費として20万円を併せて賠償、平成24年1月から同年8月31日までの期間について精神的損害の賠償として8万円、同期間における4万円の費用

この結果、自主的避難等対象者に対する精神的損害等の東電公表賠償額は、大人について8万円、妊婦・子供について48万円が東電公表賠償額となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

このような自主的避難等対象者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、

次のような事情によって基礎付けられる。

(ア) 避難指示等の対象とならなかった区域における本件事故による健康影響のリスクの程度は十分に低いこと

政府による避難区域の設定に当たっては、放射線被ばくによる被害が発生しないよう極めて慎重な基準が採用されていることにもかんがみれば、年間20ミリシーベルトを超えない避難区域外の地域である自主的避難等対象区域における被ばくによる発がんリスクはそもそも非常に低いものといえることができ、そのような科学的な知見を基礎としつつも、住民が感じる「不安」というものをどのように賠償上考慮するかという観点から指針を検討しているものと解される。

原告らは、本件訴訟において、避難指示等対象区域外の住民の抱く不安について法的な賠償の対象とされるべきであると主張しているものと解されるが、中間指針追補等は、まさしくそのような視点に立って、客観的な危険性も勘案の上で、法的見地から合理性を有する賠償額を導いているものといえることができる。

(イ) 政府の避難指示等による避難ではないこと

中間指針追補が「賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。」(丙A3の7頁)との認識に立つことは相当である。

(ウ) 生活妨害に関する過去の裁判例に照らしても合理性・相当性のある基準となっていること

審査会においては、自主的避難等対象者の損害額を定めるに当たって、平穩生活権の侵害が問題となったこれまでの裁判例を検討した上で、中間指針追補が定めた自主的避難等対象者に対する賠償期間及び賠償額は、上記裁判例における賠償額の月額及び総額と比較しても同等かそれ以上といえる水準であるから、過去の裁判例の賠償水準に照らしても、中間指針

等の定める賠償額は相当かつ合理的である。

(エ) 避難等対象者に対する慰謝料額との比較からも合理的であること

審査会においては、自主的避難等対象者は、政府による避難指示に基づいて避難を余儀なくされたものではないことから、避難対象者と同等の額を賠償すべきとはいえないとの共通認識のもと審議を行いつつ、本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日ころまでの時期を目安とする。丙A7の13頁）においては、自らの置かれている状況についての十分な情報がない中で、本件原発の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択することも合理的であるとして、一人当たり8万円の損害額を認定している。

そして、かかる損害額については、屋内退避区域に生活の本拠を有している避難等対象者に対する慰謝料が一人当たり10万円であるところ（平成23年3月11日から屋内退避指示が解除された同年4月22日までの期間の精神的損害に対応するものである。）、自主的避難等対象区域では屋内退避指示等の避難指示が出されていないことにもかんがみれば、自主的避難等対象者（下記のように妊婦及び子供を除く。）に対する本件事故発生当初の時期の賠償として8万円という金額は合理性を有するものである。

(オ) 自主的避難等対象区域の設定にも合理性があること

中間指針追補（丙A3）においては、政府による避難指示の対象とならなかった区域の住民の精神的苦痛について検討され、①政府による避難指示等の対象区域の周辺地域では自主的避難をした者が相当数存在していることが確認されたが（同1頁）、②同時に、当該地域の住民はそのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けている（同2頁）という現状を踏まえて、自主的避難等対象区域の設定に当たっては、本件原発からの距離や空間放射線量の状況のみで線引きをするのではなく、避難

指示等対象区域外の住民に生じ得る放射線被ばくへの恐怖や不安については、「同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難数の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる」（同3頁）との考え方が示されている。

また、審査会においては、社会的な受け止めの側面も含めて、複合的な要素を総合的に考慮の上で自主的避難等対象区域を設定し、本件事故と相当因果関係のある避難指示等対象区域外の住民への賠償範囲を定めたものであると解される。

以上からすれば、中間指針追補が自主的避難等対象区域の範囲を定めたことには合理性が認められるものである。

(カ) 妊婦・子供に対する精神的損害の賠償対象期間を平成24年8月までとすることには合理性が認められること

政府による避難指示やその解除の状況、科学的な放射線被ばくのリスクに関する情報の伝達、福島県内市町村における放射線被ばくへの不安軽減措置の実施状況等からすると、自主的避難等対象者の放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっていると考えられ、また、中間指針第二次追補において、平成23年9月30日に指定が解除がされた旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難等対象者への精神的損害の賠償終期が平成24年8月末までを目安とする旨定められたこと（丙A4の7頁）も踏まえると、避難等対象者ではない自主的避難等対象者に対する賠償の対象期間についても、平成24年8月31日までとすることは合理的かつ相当であると考えられる。

(キ) 大人に対する賠償対象期間を本件事故発生当初の時期とすることにも合理性があること

自主的避難等対象区域内の住民の精神的損害の発生という法的な権利侵害の有無を考えるに当たっては、具体的な危険に基づく根拠のある不安が

生じているかどうか問題となり、低線量被ばくと健康影響に関する国際的に合意されている科学的知見に照らせば、年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線被ばくへの不安については、客観的な根拠に基づく合理的な不安であるとはいえない。

また、避難指示等対象区域外における空間放射線量は避難を要する程度のものではなく、放射線被ばくによる客観的な危険の程度を勘案しても、精神的損害が認められる対象期間をそのような科学的な知見を含めて「自らの置かれている状況について十分な情報がない」時期とすることには合理性が認められるものである。

(ク) 原告が、避難指示等対象区域以外の地域において、各種の社会的な広がりのある被害事実が存在し、精神的損害の発生根拠事実となると主張する社会的被害事実については、東電公表賠償額を超える原告らの精神的損害の賠償額が基礎付けられるものではないこと

すなわち、「水の汚染により人の生存を支える基本である飲料水が汚染されたことによる社会的事実」については、福島県や各市町村の水道水の検査や摂取制限等に係る取組みの状況等を踏まえれば、本件事故発生当初の時期において、水道水の利用について原告らが漠然とした不安を感じ、これにより日常生活が害されることがあったとしても、これによって直ちに原告らの具体的な法的権利が害されたとはいえず、仮にかかる事情による日常生活の阻害について賠償の対象となると解するとしても、そのような事情については東電公表賠償額による精神的損害等の賠償において包括的に賠償の対象とされているといえる。

また、「農地の汚染により起因する農作物の汚染による社会的被害事実」については、本件事故後には、政府及び地方自治体において、暫定基準値を超えて放射性物質に汚染された食品の出荷や摂取が行われないための措置が講じられており、かつ、放射性物質検査の結果等についても公表されており、福島県産の農作物であっても、このような検査を

経て問題のない農林水産物が市場に出荷されている実情にあり、このような検査の結果に基づき出荷制限等がなされることによって食の安全が確保されていることも踏まえれば、その結果として特定の地方や地域産の一部の農作物を食べることができないとしても、他の農産物を食することは可能であり、これにより原告らの具体的な法的権利が侵害されたものとはいうことができない。

また、「河川・湖沼等の内水面の汚染による社会的被害事実」及び「海の汚染による漁業の被った社会的事実」については、本件事故の影響によって、福島県産の水産物の一部や海産物を食べる機会が減少したとしても、そのことによって原告ら各人の具体的な法的権利が侵害されたとはいえず、かかる事柄が原告ら各人の精神的損害の発生根拠となるともいえない。

また、「子どもの被ばくを回復するために余儀なくされた被ばく回復措置とそれに伴う日常活動・行動の制限により子どもたちが広く被っている社会的被害事実」について、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見及び避難指示等対象区域外の空間放射線量率の状況及び推移にかんがみても、避難指示等対象区域外の地域で学校生活を送るに当たって、生徒・児童に対して本件事故による放射線による具体的な危険が生じているとはいえず、屋外活動を制限する必要はないとの政府の見解が示されているところであるが、被告東京電力においては、上記のとおり自主的避難等対象者である妊婦・子供に対して、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等に対する賠償金として、1人当たり48万円の賠償額を賠償しており、原告らがいうような生活上の不便・制約が事実上生じたことによる精神的苦痛については、かかる東電公表賠償額において賠償の対象とされている。

(ケ) まとめ

以上のとおりであり、本件では、放射線の客観的な危険性の程度とそれに対する住民の認識・不安の間に人によってギャップが生じ得る場合における権利侵害の成否が正面から問題となっているものと解されるが、この点について、中間指針追補及び同第二次追補は、本件事故の特殊性や本件事故後の状況も踏まえて、客観性に留意しつつも、被害者側の視点も十分に考慮して、主観面と客観面の調和を図り、法的に採りえる範囲で最大限住民の不安にこたえる形での解決を提示しているものということができる。

したがって、このような中間指針追補及び同第二次追補に基づき定められた自主的避難等対象者に対する東電公表賠償額には合理性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

(8) 自主賠償区域（福島県県南区地域及び宮城県丸森地域）の原告らに対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

被告東京電力においては、自主的避難等対象区域ではないものの、本件事故発生当時福島県県南地域（白河市，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，埴町，鮫川村）及び宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者のうち、平成23年3月11日以降同年12月31日までの間に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して、自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び滞在により放射線被ばくへの恐怖や不安，これに伴う行動の自由の制限等により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じる精神的苦痛に対する慰謝料として、一人当たり20万円を賠償している（丙C22，丙C23）。

また、これに加えて、平成24年1月から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して、平成24年1月から同年8月31日までの期間について、自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び滞在により放射線被ばくへの恐怖や不安，これに伴う行動の自由の制限等により正常な日常生活の維持・

継続が相当程度阻害されたために生じる精神的苦痛に対する慰謝料として、4万円、及び福島県の県南地域又は宮城県丸森町に生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用等）及び平成23年12月31日までの賠償金額（20万円）を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅費用等の追加的費用として、4万円を賠償するとともに、上記以外の者に対して、福島県の県南地域又は宮城県丸森町での生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用等）として、4万円を賠償している。

以上より、上記自主賠償地域の子供及び妊婦に対して、①平成23年3月1日以降同年12月31日までの間に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して20万円、②平成24年1月から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して4万円の賠償額が東電公表賠償額となる。

イ 東電公表賠償額を超える損害が認められないこと

自主賠償区域については、中間指針追補における自主的避難等対象区域に当たらない区域であるところ、被告東京電力としては、妊婦及び子供に対して上記のとおり自主的に賠償を行っているものである。

前述のとおり、中間指針追補においては、「同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難数の多寡など）等の要素」を考慮した総合的な判断の下で、賠償の対象となる自主的避難等対象区域の範囲を定めたことには合理性が認められるものである。

自主賠償区域については、本件原発から50ないし60キロメートル以上離れており（丙C91の7頁）、原告らの主張を踏まえても、自主賠償区域の原告らについて、東電公表賠償額を超える損害の発生は何ら具体的に基礎付けられていないものであり、上記東電公表賠償額を超える原告らの請求には理由がない。

(9) 区域外について

区域外の原告らに対しては、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の発生があるとは認められないから、原告らの請求には理由がない。

前述のとおり、中間指針追補においては、「同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難数の多寡など）等の要素」を考慮した総合的な判断の下で、賠償の対象となる自主的避難等対象区域の範囲を定めたことには合理性が認められる。

福島県内の区域外地域、茨城県、宮城県及び栃木県の状況は上記4-0で述べたとおりであり、本件原発からの距離、本件事故による空間放射線量の程度や社会的な影響等にかんがみても、本件事故の放射線の影響によって、当該区域外の原告らの具体的な法的権利が侵害されたという事情にはなく、区域外の原告らの請求には理由がない。

(10) 結論

以上のとおりであり、原告らの平穏生活権侵害に係る請求には理由がなく、棄却されるべきである。

4-2 「ふるさと喪失」損害

(1) 総論

政府による避難指示によって本件事故以前に原告らが享受していたコミュニティや地域での人間関係や生活のあり方を含む総体としての従前の生活基盤が奪われたことに対する精神的苦痛については、中間指針等において避難等に係る慰謝料額の指針及び避難が長期化した場合の慰謝料額の指針を定めるに当たって考慮されており、被告東京電力においてもかかる中間指針等に基づいて、避難等対象者に対する精神的損害の賠償（東電公表賠償額）を行っているとともに、営業損害・就労不能損害、財物損害、住居確保損害等の原告らに生じた財産的損害の賠償も行うことによって、原告らに生じた総体としての損害を賠償することとしており、実際に、被告東京電力は、平成25年（ワ）第94号

事件及び平成26年(ワ)第166号事件(以下「「ふるさと」喪失慰謝料請求訴訟」という。)の全原告及びその世帯に対し、裁判外で賠償を行っている(丙H共1)。

そして、前記4-0の「基礎となる事情」の(2)に記載した避難指示区域内における放射線量の状況やその推移、これを踏まえて行われる避難指示解除の状況等や、被告東京電力が行っている原子力損害賠償の全体像を踏まえても、避難等対象者に対する精神的損害に関する東電公表賠償額には合理性・相当性がある。そして、帰還困難区域等の旧居住者に対しては、中間指針第四次追補に基づく1000万円の慰謝料が支払われるものであり、それ以外の原告らには、本件事故による不可逆的・確定的な損害が生じていないから、東電公表賠償額を超えて、一人当たり2000万円の慰謝料請求が認められるべきであるとの原告らの主張には理由がない。

(2) 帰還困難区域等

被告東京電力は、本件事故当時の居住地が帰還困難区域に該当する避難者の世帯に対し、避難に係る精神的損害(共通損害)の賠償として、中間指針及び同第二次追補等に基づき、本件事故後から平成29年5月末(丙C16の2頁参照)まで1人当たり月額10万円を賠償していることに加え、帰還困難区域等においては帰還の見通しが立たず、長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛に対する賠償として、1人当たり700万円(避難が長期化する場合の慰謝料としての1000万円の損害から、中間指針第二次追補に基づき支払われる慰謝料額のうち平成26年3月以降に相当する分を控除した金額である。丙A5の4~6頁、丙C17。以下同じ。)を賠償している。

すなわち、本件事故により避難を余儀なくされた上記避難者の避難に係る第1期(本件事故後6か月間)における精神的損害の賠償額(原則月額10万円)は、避難生活に伴う生活上の不便や苦勞等による精神的苦痛及び本件事故以前に居住していた地域での生活環境やコミュニティでの生活を失うことに対する

精神的苦痛を慰謝する趣旨の賠償金である。また、中間指針では、第2期（第1期終了後6か月）において、時間の経過とともに仮設住宅等への入居が可能となり、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活による不便さなどの要素は第1期に比して縮減すると考えられることから、精神的損害の賠償額の指針は1人月額5万円が目安とされており（中間指針（丙A2）の18～22頁参照）、このように避難に伴う精神的苦痛は時の経過とともに低下すると考えられるところ、被告東京電力においては、1人月額10万円の賠償額を逡減させずに、平成23年3月から平成24年5月までの15か月について150万円（避難所等での避難がない場合）を賠償するとともに、中間指針第二次追補に基づき平成24年6月から平成29年5月までの5年間について600万円を一括して賠償することとしており、さらに、中間指針第四次追補に基づいて避難が長期化する場合の慰謝料として一人当たり700万円を賠償することとしており、その合計は年齢を問わず、一人あたり1450万円となる。

とりわけ、中間指針第四次追補が「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に係る精神的損害の賠償額の加算分として1000万円としている点について、原子力損害賠償紛争審査会は、いわゆる赤本基準に基づく一家の支柱の死亡時における死亡慰謝料額（2800万円）を平均世帯人数3名で均分相続した場合の一人当たりの金額を上回るものとして定められており、避難が長期化する場合の精神的損害額として、帰還困難区域に旧居住地を有する住民の精神的損害を慰謝するに足りる賠償水準となっている。

また、本件事故による営業損害等、家財や不動産などの価値減少等に係る財物損害や移住に際して生じ得る住宅確保損害（丙C296）についても別途賠償されること、帰還困難区域について、原子力災害対策本部復興推進会議が平成28年8月31日に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、その中で、5年を目途に線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可

能とすることを旨とする「復興拠点」の整備についての基本的な考え方が示されるなど、帰還困難区域の復興に向けた基本的な方針とその具体化に向けた検討課題についても今後の整理がなされること等も踏まえれば、被告東京電力公表賠償額及びその賠償対象期間は、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の賠償として、原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りる合理性を有するものである。以上のおり、被告東京電力は、帰還困難区域等の旧居住者に対しては、中間指針第四次追補に基づく1000万円の慰謝料が支払われるものであり、原告らの「ふるさと」喪失慰謝料の請求には理由がない。

(3) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域（既に解除された区域を含む）

被告東京電力は居住制限区域等の避難者に対し、一人当たり精神的損害として850万円の東電公表賠償額を賠償することとしている。

本件事故により避難を余儀なくされた上記避難者の避難に係る精神的損害の上記賠償額は、避難生活に伴う生活上の不便や苦勞等による精神的苦痛及び本件事故以前に居住していた地域での生活環境やコミュニティでの生活を失うことに対する精神的苦痛を慰謝する趣旨の賠償金であり、原告らが主張する精神的苦痛に対する賠償金として支払われているものである。

また、中間指針では、第2期（第1期終了後6か月）において、時間の経過とともに仮設住宅等への入居が可能となり、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活による不便さなどの要素は第1期（本件事故発生から6か月間）に比して縮減すると考えられることから、精神的損害の賠償額の指針は1人月額5万円が目安とされており（中間指針（丙A2）の18～22頁参照）、このように避難に伴う精神的苦痛は時とともに低下すると考えられるところ、被告東京電力においては、1人月額10万円の賠償額を遡減させずに継続して賠償していること（仮に中間指針が定める第2期の精神的損害の賠償額である5万円を基礎として考えれば、相当期間については実質的に2年以上の賠償をしているとも考え得る。）、居住制限区域等の居住者に対しては、もっとも遅い避難指示の解除が予定される平成

29年4月以降、平成30年3月までの期間について、第1期の精神的損害の賠償額と同額である月額10万円の賠償を継続している（東電公表賠償額は一人当たり850万円となる。）。

このような被告東京電力による賠償は、原告に生じた精神的苦痛を慰謝するに足りるものであり、また、避難指示が既に解除され又は近々解除される居住制限区域等の状況からすれば、本件事故の放射線の影響により、帰還し得ないという状況にはなく、原告らが主張する不可逆的・確定的な「ふるさと」喪失が生じているとはいえない。したがって、原告らの「ふるさと」喪失慰謝料の請求には理由がない。

4-3 弁済の抗弁

被告東京電力は、原告らに対して「東電公表賠償額」を超えて支払った精神的損害の賠償金として、以下の「精神的損害の追加賠償金額一覧」の表に記載のとおり、「原告名」欄に記載の原告らに対し、「精神的損害に係る追加賠償金の支払総額」欄記載の金額を弁済しているから、同額について弁済の抗弁を主張する。なお、弁済の金額の内訳は、「精神的損害の追加賠償金額一覧」の内訳欄に記載のとおりであり、①ADR手続による精神的損害に係る賠償額の増額（ADR増額）、被告東京電力に対する直接請求手続による精神的損害に係る賠償額の増額として、②要介護者等への増額、③透析患者に対する増額（透析賠償）、④ペット精神的損害、⑤その他の精神的損害に係る賠償額の増額（その他）からなる。

精神的損害の追加賠償金額一覧

2017年2月24日現在

原告番号	原告名	精神的損害に係る慰謝料等の支払総額	内訳				備考
			ADR総額	要介護者等への賠償	透視賠償	精神的損害以外の賠償	
H-0002	紺野重秋	510,000	0	510,000	0	0	0
H-0034	村上美智夫	690,000	0	690,000	0	0	0
H-0053	林郁春	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0054	植木公明	1,240,000	0	1,240,000	0	0	0
H-0063	柏崎佐智子	1,360,000	0	1,360,000	0	0	0
H-0086	菅原晃	30,000	0	0	0	30,000	0
H-0087	宮代健	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0088	福田祐司	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0090	櫻井良春	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0091	佐藤洋一	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0096	渡部義一	1,200,000	1,200,000	0	0	0	0
H-0104	君島勝見	330,000	0	330,000	0	0	0
H-0105	五十嵐キイ	680,000	0	680,000	0	0	0
H-0106	五十嵐忠	1,360,000	0	1,360,000	0	0	0
H-0109	叶谷恵美	810,000	810,000	0	0	0	0
H-0110	叶谷登	810,000	810,000	0	0	0	0
H-0111	深谷敬子	300,000	300,000	0	0	0	0
H-0133	鈴木恵美	980,000	980,000	0	0	0	0
H-0190	天野節子	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0197	小林勉	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0221	吉田千賀	300,000	300,000	0	0	0	0
H-0233	田河晴幸	100,000	0	0	0	100,000	0
H-0234	齋藤煌々	100,000	100,000	0	0	0	0
H-0236	紺野ハツ子	1,020,000	0	1,020,000	0	0	0

H-0258	神野カツ子	910,000	910,000	910,000	0	0	0	0	0	0
H-0272	鈴木陽子	495,000	0	495,000	0	0	0	0	0	0
H-0273	桑原正文	100,000	0	0	0	0	100,000	0	0	0
H-0283	高橋喜美江	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	0
H-0290	池本篤	4,180,000	4,180,000	4,180,000	0	0	0	0	0	0
H-0312	佐藤昌治	200,000	200,000	200,000	0	0	0	0	0	0
H-0333	木下正行	100,000	0	0	0	0	100,000	0	0	0
H-0339	吉原紀代子	660,000	0	660,000	0	0	0	0	0	0
H-0340	吉原朝男	330,000	0	330,000	0	0	0	0	0	0
H-0341	吉原トミ子	495,000	0	495,000	0	0	0	0	0	0
H-0342	吉原武男	495,000	0	495,000	0	0	0	0	0	0
H-0359	松本英俊	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0
H-0360	高橋忠義	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	0
H-0361	山田光男	330,000	0	330,000	0	0	0	0	0	0
H-0370	齋藤優子	100,000	100,000	100,000	0	0	0	0	0	0
H-0389	丹野晴一	120,000	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0
H-0390	丹野美和子	120,000	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0
H-0397	佐々木幸子	1,472,000	1,292,000	180,000	0	0	0	0	0	0
H-0398	佐々木正宏	540,000	540,000	540,000	0	0	0	0	0	0
H-0399	佐々木幸枝	390,000	390,000	390,000	0	0	0	0	0	0
H-0413	木幡京子	1,035,000	0	1,035,000	0	0	0	0	0	0
H-0414	喜田富則	1,110,000	1,110,000	1,110,000	0	0	0	0	0	0
H-0415	喜田明美	180,000	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0
H-0416	喜田長留	180,000	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0
H-0417	喜田さくら	180,000	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0
H-0425	吉迫俊清	2,100,000	2,100,000	2,100,000	0	0	0	0	0	0
H-0426	吉迫米子	3,142,000	3,142,000	3,142,000	0	0	0	0	0	0
H-0427	吉迫春菜	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0
H-0428	吉迫慧清	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0
H-0431	白石長門	1,900,000	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0
H-0432	白石玲子	1,900,000	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0

H-0435	吉田孝明	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
H-0436	志賀勝明	900,000	900,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
H-0442	猪狩浩美	690,000	690,000	0	690,000	0	0	0	0	0	0	
H-0450	高橋文江	540,000	540,000	0	540,000	0	0	0	0	0	0	
H-0451	鈴木ヨシズ	540,000	540,000	0	540,000	0	0	0	0	0	0	
H-0457	佐藤眞美	2,700,000	2,700,000	0	2,700,000	0	0	0	0	0	0	
H-0458	佐藤嵩英	3,600,000	3,600,000	0	3,600,000	0	0	0	0	0	0	
H-0459	高橋南方司	100,000	100,000	0	100,000	0	0	0	0	0	0	
H-0468	高橋由樹	540,000	540,000	0	540,000	0	0	0	0	0	0	
H-0479	大島悦子	1,020,000	1,020,000	0	1,020,000	0	0	0	0	0	0	
H-0483	木幡ますみ	2,130,000	1,500,000	0	0	0	0	0	630,000	0	0	ADRによる和解の後、その増額の事由が継続される場合、ADRで認められた増額部分を定期的に支払っている。
H-0485	吉田隆志	230,000	230,000	0	130,000	0	100,000	0	0	0	0	
H-0486	松岡浩	180,000	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0	
H-0487	松岡陽子	270,000	270,000	0	270,000	0	0	0	0	0	0	
H-0506	松本那津子	1,320,000	1,320,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
H-0517	小森文昭	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
H-0519	菅野宏之	4,530,000	4,530,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0132	原田秀夫	40,000	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0135	荒木千恵子	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0139	中野孝一	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0143	佐々木キヨ子	90,000	90,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0144	佐々木啓記	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0148	古小高正直	180,000	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0	
T-0608	菊池初枝	180,000	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0	
T-0609	菊池康浩	270,000	270,000	0	270,000	0	0	0	0	0	0	
T-0624	大谷正	144,000	144,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0748	田中久治	330,000	330,000	0	330,000	0	0	0	0	0	0	
T-0763	菅野和子	100,000	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
T-0765	志賀恒夫	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	

T-0766	志賀厚子	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0768	吉田真弓	480,000	480,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0770	熊谷サヨ子	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0
T-0773	久田靖俊	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0784	金井武	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0787	堤龍幸	150,000	150,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0788	堤あい子	150,000	150,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0842	菅野真優花	900,000	900,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0843	伏見正男	860,000	500,000	360,000	0	0	0	0	0	0
T-1119	稲荷田文子	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0
T-1473	浜名紘隆	270,000	0	270,000	0	0	0	0	0	0
T-1482	高澤初子	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0
T-1483	松本巖	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1486	志賀計	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1533	高澤孝夫	360,000	0	360,000	0	0	0	0	0	0
T-1675	大原尚子	210,000	210,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1732	近藤貞安	40,000	0	40,000	0	0	0	0	0	0
T-1733	志賀繁夫	3,280,000	3,100,000	180,000	0	0	0	0	0	0
T-1734	志賀基子	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1864	岡田一男	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1985	大松まゆみ	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2070	大岩清志	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2115	佐藤真知子	60,000	60,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2119	菅野顯光	80,000	80,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2140	水戸春名	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2277	江上礼子	390,000	390,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2283	松本憲子	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2284	松本貴史	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2285	志賀百合子	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2443	青田幸子	90,000	90,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2445	大橋トミ	360,000	0	360,000	0	0	0	0	0	0

T-2446	佐藤いく子	180,000	0	180,000	0	0	0	0
T-2454	今野富男	270,000	0	270,000	0	0	0	0
T-2690	鈴木チヨ子	48,000	48,000	0	0	0	0	0
T-2693	志賀高司	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0
T-2694	志賀光恵	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0
T-2695	志賀郁香	930,000	930,000	0	0	0	0	0
T-2696	志賀大知	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0
T-2725	松原よし子	270,000	0	270,000	0	0	0	0
T-2841	鈴木恵子	1,540,000	1,540,000	0	0	0	0	0
T-2842	鈴木傳	840,000	840,000	0	0	0	0	0
T-2879	小森はるよ	140,000	0	140,000	0	0	0	0

以上